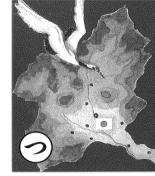




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月12日(金) 第10025号

目次

	ページ
<b>公 告</b>	
○肥料の登録有効期間の更新(技術支援課)	2
○都市計画土地地区画整理事業の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○開発工事の完了(建築課)	2
<b>企業管理規程</b>	
○群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課)	4

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第1001号	炭酸カルシウム肥料	53.0 炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0%	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	令和10年7月31日
群馬県登録第1002号	消石灰	60.0 消石灰	アルカリ分 60.0%	該当なし	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	令和10年7月31日
群馬県登録第1021号	消石灰	65.0 消石灰	アルカリ分 65.0%	該当なし	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	令和10年8月28日
群馬県登録第1022号	炭酸カルシウム肥料	55.0 炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 55.0%	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	白石工業株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号	令和10年8月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画土地区画整理事業 高崎複合産業団地（西）地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年7月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年8月12日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字下五箇字上五箇1741-3、1743-4、1743-5、1745-3、1747、1747地先道路及び堤塘敷の各一部、1747-2、1753-2、1754-1、1754-2、1754-4	邑楽郡板倉町大字下五箇1747番地 株式会社小池鉄工 代表取締役 小池和敏
2	佐波郡玉村町大字上之手2085-1、2085-2	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
3	佐波郡玉村町大字上茂木742-3	佐波郡玉村町大字下新田573番地3 塚田淳史
4	佐波郡玉村町大字樋越380-7	伊勢崎市連取町1776番地フェアリーテイル202 深井慎平、深井知春

企業管理規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年八月十二日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十四号

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局電気事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中「電気保安監」の下に、「室長」を加え、

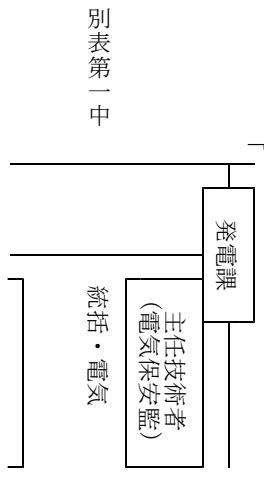
同表ダム水路主任技術者の項中

水力発電所(高さ十五メートル以上のダム又は圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの(相俣第二発電所及び中之条ダム発電所を除く。))	所長、次長、補佐又は係長
--	--------------

を

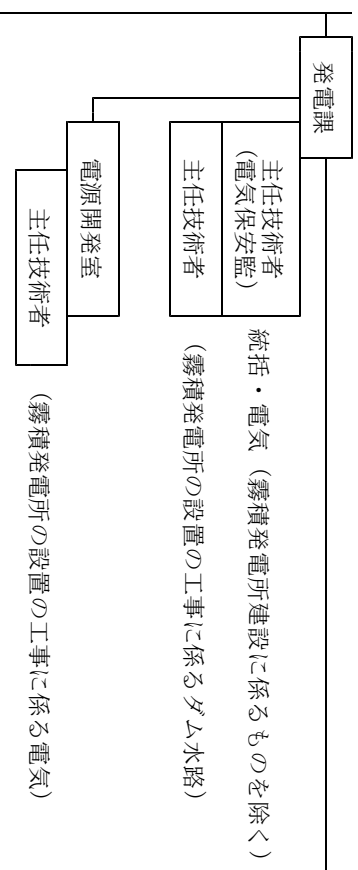
県庁	課長、室長、次長、補佐又は係長
水力発電所(高さ十五メートル以上のダム又は圧力三百九十二キロパスカル以上の導水路、サージタンク若しくは放水路を有するもの(相俣第二発電所及び中之条ダム発電所を除く。))	所長、次長、補佐又は係長

に改める。



を

電源開発室



統括・電気(霧積発電所建設に係るものを除く)

(霧積発電所の設置の工事に係るダム水路)

(霧積発電所の設置の工事に係る電気)

に改める。

附則

この規程は、令和四年八月十五日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---